

さっぽろ建設産業活性化推進協議会について

1 さっぽろ建設産業活性化プランについて

企業が人材確保の取組を一層強化するとともに、行政は支援や制度面での環境整備を行い、建設業界と市が課題や目標を共有し、両輪となって取組を進めていく指針として「さっぽろ建設産業活性化プラン（以下「プラン」という。）」を5月28日に策定したところ。

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間。

2 プランの推進の考え方

(1) 業界団体と札幌市の役割

プランの推進にあたっては、「業界団体」・「企業」・「市」がそれぞれ連携しながら進めていくこととし、「業界団体」については、自らが主体となって行う取組に加え「企業」の取組を促していく役割も担い、「市」については、「業界団体」や「企業」、関係機関と調整を図っていくこととする。

(2) プランの推進体制

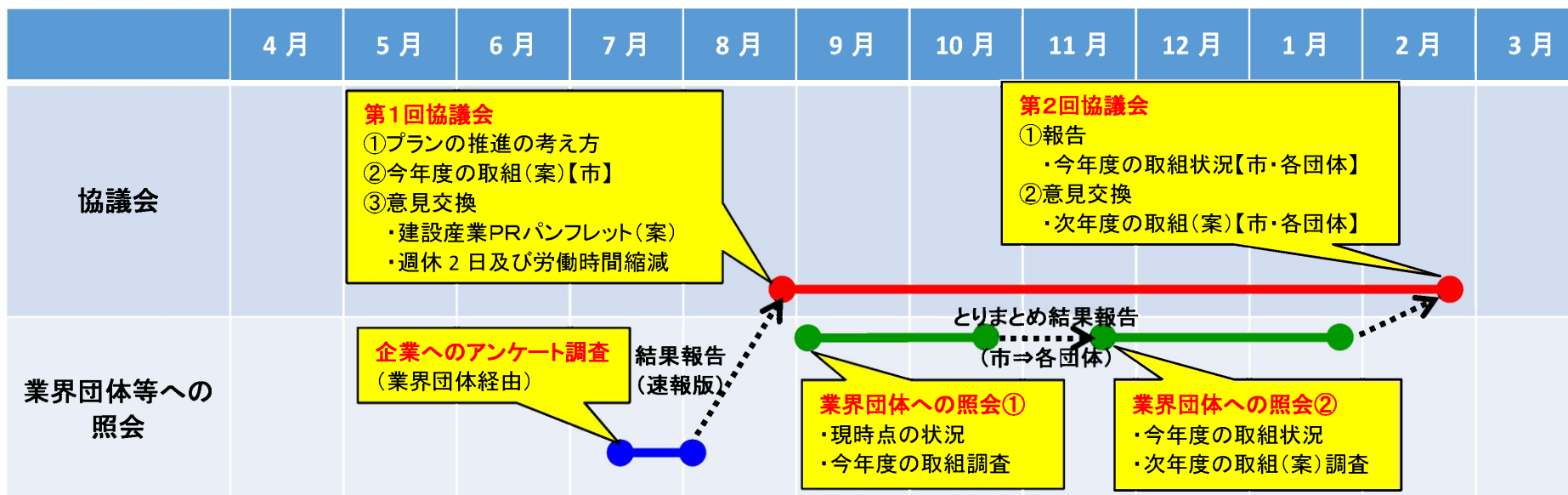
また、プラン第5章に掲げる各施策について、担い手不足等の状況や建設産業を取り巻く情勢などを的確に捉え、建設業界と札幌市が連携して効果的な取組を推進していくため、別紙1（案）のとおり「さっぽろ建設産業活性化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、定期的に意見交換等を行う推進体制を確保する。

3 プランの進行管理について

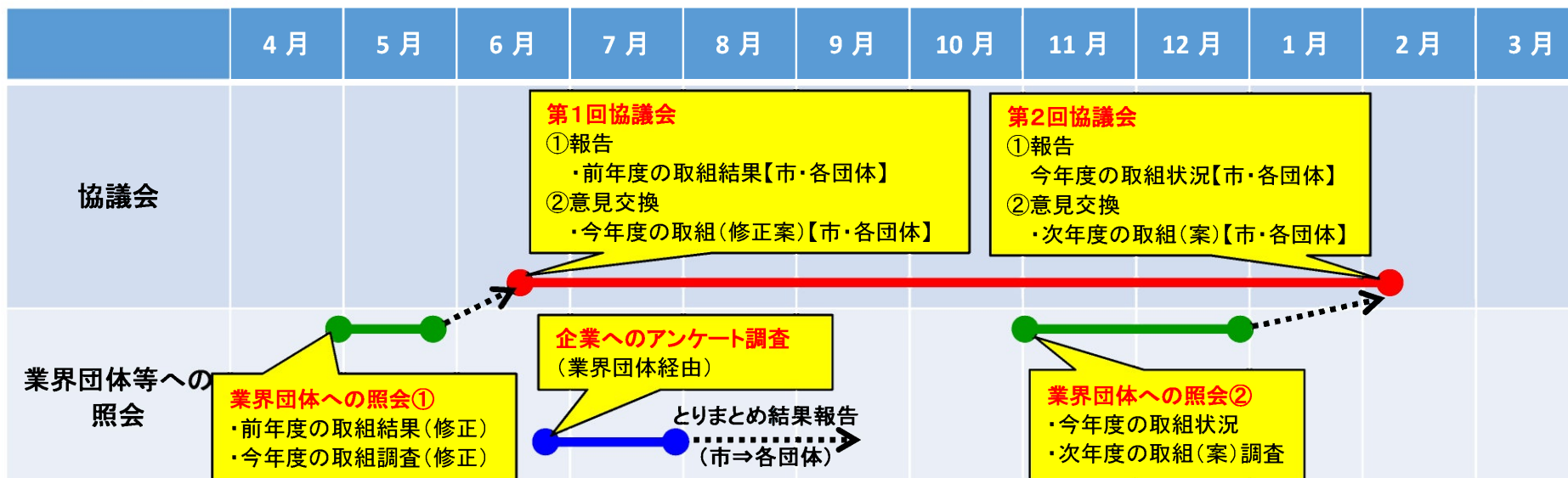
上記の協議会により、それぞれの取組の実施状況の把握や、建設業界と市が一体的に実施する取組等について意見交換し、PDCAサイクルの考え方に基づき継続的な進行管理を行っていくことで、効果的な取組の実施につなげていく。

4 今後の協議会等の進め方

●令和2年度



●令和3年度以降



本日の意見交換の進め方について

1 事務局より資料の説明 14:15~14:25 (10分間)

資料-3に基づき、「令和2年度の札幌市の取組内容(案)」について説明。

- ・さっぽろ建設産業活性化プランの第5章に掲げている31の施策について、市の今年度の取組について記載。

資料-4に基づき、「建設産業PRパンフレットの素案」について説明。

- ・中学生から高校生の年代を対象としており、建設産業について知ってもらい、興味が持てるような内容とする。
- ・特定分野にスポットを当てず、建築、土木、設計、測量などの各分野や、働く人(技術職や技能職など)について幅広く触れた内容とする。
- ・構成案としては、「1. 建設産業の役割」、「2. 建築の仕事と土木の仕事」、「3. 仕事の流れ」、「4. 建設産業で働く人ってどんな人」、「5. 建設産業で働く人へのインタビュー」、「6. 選ばれる建設産業へ向けて」としている。
- ・完成後はデータ化をし、札幌市、業界団体、企業のホームページ等で活用していく。

2 意見交換

①建設産業PRパンフレットの素案について 14:25~14:45 (20分間)

目的：以下のような視点に留意して意見交換を行い、PRパンフレットの構成を決定する。

- ・建設産業の魅力が伝わるような構成となっているか。また、一貫性はあるか。
- ・建設産業への不安を払拭するような内容となっているか。
- ・中学生や高校生が知りたい内容となっているか。
- ・進路(進学や就職)を選択する上で参考となる内容であるか。

②週休2日及び労働時間縮減に向けた取組について 14:45~15:25 (40分間)

目的：以下の点について各業界団体の現状や課題の情報共有を図り、今後の取組を検討する際の参考とする。※後日、各業界団体へ今年度に予定されている取組等についての照会を実施

- ・2019年4月より施行された改正労働基準法について、建設関連業においては、既に中小企業も含め時間外労働の上限規制が適用されているが、どのように対応されているか。

- ・建設業においては、2024年4月より時間外労働の上限規制が適用されることとなるが、どのような行程で対応していくのか。
- ・4週8閉所が難しい工事における休日確保についての工夫。
- ・業界団体が行っている取組事例（研修、講習会など）や企業が行っている取組事例（働き方改革に向けた意識改革、事務作業の効率化、生産性向上など）。
- ・週休2日試行工事について、過去に行ったアンケートの結果では「労働環境が改善された」や「ワークライフバランスの観点からも賛成である」といった意見がある一方、発注者に対し「技能労働者の所得補償」や「更なる経費の補正」を望む意見もあった。建設企業が週休2日の取組を進めるにあたり、日給技能労働者へはどのような配慮をしているか。（していくか。）
- ・今後、週休2日や労働時間縮減の取組を進めるにあたって発注者への要望など。

③その他 15:25~15:50 (25分間)

- ・資料-3「令和2年度の札幌市の取組内容（案）」に対する意見など。
- ・その他、プランに掲げる施策に関することや、今後、各業界団体において取組を検討するにあたり、他の業界団体や市に対しての質問など。

令和2年度（2020年度）の札幌市の取組内容

プランの記載（目標・施策・取組）	種別	現時点での状況	今年度の取組内容
<p>第5章 施策及び具体的取組 取組目標1：建設産業の魅力向上や市民理解の醸成</p>			
<p>施策1-1：建設産業のPR事業の推進【業界団体、企業、市】</p>			
<p>1-1-1施設見学、各種ツアー、建設産業ふれあい展などのPR事業の継続拡大</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・現場見学会の実施校の新規掘り起し 	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の実施校について参考資料-1を参照。 ・新規の掘り起しについては出来ていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に実施をしている学校について把握したうえで、新規の学校について検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・他機関と連携したPR事業及び新イベントの検討 	新規		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会を通じ、開発局や道との連携をし、共同で行える行事等について検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・PR事業の拡充（保護者を対象としたものなど） 	拡充		<ul style="list-style-type: none"> ・内容について検討していく。（実際の対応はR3年以降）
<p>1-1-2建設産業の魅力を伝えるPRパンフレット等の制作及び活用</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業PRパンフの作成 ・PRパンフレットデータの活用（業界団体、企業、市のHPなど） 	新規 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、素案を作成中。（中高校生を対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・業界や関係者の意見を伺い、今年度中の完成を予定。 ・市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信。（R3年以降に対応予定）
<ul style="list-style-type: none"> ・PR動画制作 	新規		<ul style="list-style-type: none"> 【業界団体の対応】 【企業の対応】 R3年以降に対応予定
<p>1-1-3札幌市や建設業界のホームページの活用等による情報発信体制の充実</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・R3年以降に対応予定。
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS等の開設拡大、内容の充実 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年の業界アンケート調査の速報版（参考資料-2）によると、建設業で60%、建設関連業では77%の企業がホームページを開設している。 ・また、ホームページを開設している企業の内、採用情報についてのページを持っている企業は、建設業で78%、建設関連業84%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【業界団体の対応】 【企業の対応】 ※R2照会依頼項目No.1
<ul style="list-style-type: none"> ・他機関の助成制度や取組の情報発信（ホームページ） ・業界団体、企業のホームページ活用による情報発信促進のための支援策の検討 	新規 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が分散して掲載されており利用しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信。 ・支援方法について検討していく。 ・PRパンフレットデータの掲載を促す。（R3年以降に対応予定）
<p>施策1-2：女性がいきいきと働く姿を通じた魅力発信【業界団体、企業、市】</p>			
<p>1-2-1 女性技術者等が参加するイベントの実施</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の入職促進や離職防止を図るため、交流の場を提供するとともに、女性技術者の体験談や参加した学生の声をPRに活用 	新規		<ul style="list-style-type: none"> ・土木施設女子ツアーを10月に実施。
<p>1-2-2 女性の活動団体との連携強化</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・女性主体で構成される活動団体との連携強化により、企業の枠を超え女性の技術者等が集まり、交流等に取り組むことで女性活躍を推進するとともに団体の活動へ対する支援策を検討 	新規		<ul style="list-style-type: none"> 【業界団体の対応】 【企業の対応】 ※R2照会依頼項目No.2 ・各団体の活動状況等を把握したうえで連携や支援のあり方を検討していく。
<p>取組目標2：建設産業の働き方改革の推進</p>			
<p>施策2-1：工事発注における週休2日の取組の推進【企業、市】</p>			
<p>2-1-1 週休2日工事の実施拡大（発注者の取組）</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り週休2日工事採用していくため、工期の制約を受ける場合についても、事業計画段階からの週休2日を考慮したスケジュールを検討 	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・R元の業界アンケートによると、週休二日の取組については業種によりバラツキがあり、営繕系工事や管工事では実績が低かった。 ・自由記載の中には、民間工事でも浸透しないと意味が無いという意見があった。 ・また、工事発注部局への照会によると、他部局からの受託工事など工期の制約や、造園工事、河川工事など時期の制約を受ける工種は取組が困難という意見が多かった一方、取り組む上での課題はあるが、担い手を確保していく上では必要であるという意見もあった。 ・週休2日工事の実施に伴う増額分について、事業費算出時や予算要求時に反映していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の性質により適用が難しいもの（営繕系、河川、造園など）も、建設産業の魅力向上のため週休二日を推進し、担い手確保へつなげるためにも対応が必要である事を発注部署や企画計画部門と共有していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・工事成績加点等について、週休二日試行が適用できない工事への取扱についての配慮 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・試行工事の対象外となっている場合、週休二日を達成しても加点の対象とはならず、不公平感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、加点や配慮の方法について、業界の意見や庁内の議論を踏まえ検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・発注の際は、工期設定要領に基づき適正な工期を確保 ・書類簡素化や作業の効率化等の取組推進 ・フレックス方式が採用可能な現場は極力採用する 	拡充 拡充 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・2-2-1に同じ。 ・2-4-1～2に同じ。 ・2-3-3に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2-2-1に同じ。 ・2-4-1～2に同じ。 ・2-3-3に同じ。
<p>2-1-1 週休2日工事の実施拡大（受注者の取組）</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日の導入等に積極的に取り組む 	拡充		<ul style="list-style-type: none"> 【企業の対応】 ※R2照会依頼項目No.3
<ul style="list-style-type: none"> ・下請契約の締結等は、国の通知に基づき実施。 	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・5-4-1に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5-4-1に同じ。

令和2年度（2020年度）の札幌市の取組内容

プランの記載（目標・施策・取組）	種別	現時点での状況	今年度の取組内容
第5章 施策及び具体的取組			
<p>・下請企業においても、月給制の導入を考慮するなど、労働者の週休2日の希望に応える労働環境確保を目指す</p> <p>2-1-2 週休2日の導入を考慮した補正率の見直し</p> <p>施策2-2：適正な工期及び業務履行期間の設定【市】</p> <p>2-2-1 週休2日の確保を前提とした工期等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画段階からの週休2日を考慮したスケジュールを検討 ・工事発注時に工期設定要領に基づき適正な工期を確保 ・設計においても標準的な履行期間を設定するため、国の支援ツールの導入状況を踏まえ、適正な履行期間確保の取組を検討 <p>2-2-2業務履行期間の変更等の柔軟な運用</p> <p>施策2-3：施工時期及び業務履行期限の平準化の推進【市】</p> <p>2-3-1 債務負担行為の活用等による工事の早期発注の継続・拡大</p> <p>2-3-2 業務履行期限の平準化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行期限の年度末集中避けるため、早期発注業務を増加し平準化を進める <ul style="list-style-type: none"> ・早期発注にむけ、繰越明許費や債務負担行為の活用を検討 <p>2-3-3 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事の活用</p> <p>施策2-4：受注者の作業効率化の推進【市】</p> <p>2-4-1 工事に係る事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事書類及び検査の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・電子納品の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ASP導入推進 <p>2-4-2業務等の効率化に資する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務におけるウィークリースタンス、ワンデーレスポンスなど、受注者の環境改善につながる対応について徹底を図る <ul style="list-style-type: none"> ・効率化に資する取組について取り入れることを検討（条件明示の徹底、業務確認会議、合同現地踏査、業務スケジュールの適切な管理、照査の確実な実施） <ul style="list-style-type: none"> ・工事においてもウィークリースタンス等の徹底、効率化の取組推進に努める <p>施策2-5：労働時間縮減に向けた取組の推進【企業】</p> <p>2-5-1 各企業での週休2日の確保、または年間トータルでの休暇取得の推進</p>	<p>拡充</p> <p>継続</p> <p>拡充</p> <p>継続</p> <p>新規</p> <p>拡充</p> <p>拡充</p> <p>新規</p> <p>新規</p>	<p>・国の基準に準拠し対応している。</p> <p>・2-1-1に同じ。</p> <p>・期限に制約の無いものは要領に基づき対応。</p> <p>・支援ツールについて、現時点での利用実績はない。</p> <p>・契約約款に基づき柔軟に対応している。</p> <p>・工事発注部局への照会では、河川工事（渇水期の施工）や学校改築（長期休暇中の施工）など時期に制約のあるものは平準化が困難な状況にある。</p> <p>・限られた人員の中で、工事と業務との発注時期が重なると対応が難しく、冬期施工を避けるため工事を優先して発注せざるを得ない状況にある。</p> <p>・現時点では、あまり活用されていない。</p> <p>・工事発注部局への照会では、土木は冬季施工とならない工事は原則全件、下水（管）、水道（管）は一部試行。その他は実績なし。</p> <p>・営繕系工事など、他工事の影響や制約をうけるものの適用が困難である。</p> <p>・建築、電気、機械設備工事については、工事間で予め工程調整を行っているため、余裕期間の考え方が馴染まない。</p> <p>・検査の簡素化については、中間検査の省略に関するルールを改めて周知。</p> <p>・電子納品については対象とする工事の範囲検討や、環境整備を行う必要がある。</p> <p>・また、ASPのと一体的に取り組む必要があることから、課題について洗い出しを行っているところ。</p> <p>・ASPについては、庁内の利用環境を整えたところ。</p> <p>・工事発注部局への照会では、ウィークリースタンスは概ね取り組んでいる一方、ワンデーレスポンスの取組状況はまだ低い。</p> <p>・また、突発的な工事に伴う設計業務であったり、工事監理などにおいては徹底が難しいという意見や、業務履行期間の順守を前提（優先）とし適正な期間を確保しつつ対応する必要があるとの意見があった。</p> <p>・また、監理などにおいては、工事書類の簡素化も併せて進める必要があるとの意見もあった。</p> <p>・それぞれの項目により差はあるものの、あまり取組は進んでいない。</p> <p>・工事についてはほぼ取組実績なし。</p>	<p>【企業の対応】※R2照会依頼項目No.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も国に準拠し適用していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・2-1-1に同じ。 ・引き続き取り組んでいく。 ・支援ツールの利用も含め、業界の意見も含め適正な履行期間を確保する取組を検討していく。 ・引き続き取り組んでいく。 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も対応が可能なものは早期発注に努めるとともに、他部局からの受託工事については、債務負担行為の活用等について委託部局への働きかけを行うことを検討。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に業務を発注できるよう、企画計画部門も含め庁内調整を行っていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・対応が可能なものについて、債務負担行為の活用を検討していく。 ・土木は引き続き原則全件適用していく。 ・下水（管）は試行状況を検証の上検討。 ・水道（管）は拡大の方向で検討。 ・営繕系工事については、余裕期間制度の適用が困難であるため、引き続き、工事間の工程調整を行うことで、円滑な工事体制の整備に努めていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・書類簡素化については、土木、営繕ともに、国や道を参考にし順次対応していく。 ・引き続き検討していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き検討していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・受注者の希望により導入していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的なウィークリースタンス、ワンデーレスポンスの実施を検討していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・対応可能な項目から取組を開始するよう検討。 ・ただし、取り組むことで業者にとっても手間が増えるものがあり、全ての項目について「徹底」とするとかえって企業に負担をかける恐れもあるため慎重に対応していく。（業務確認会議、業務スケジュールの適切な管理など） <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的なウィークリースタンス、ワンデーレスポンスの実施を検討していく。

令和2年度（2020年度）の札幌市の取組内容

プランの記載（目標・施策・取組）	種別	現時点での状況	今年度の取組内容
第5章 施策及び具体的取組 ・工事や業務の受注者においても適正な工程を確保し下請業者も含めて工程管理の徹底を図る	継続		【企業の対応】※R2照会依頼項目No.3
・現場での週休二日を目指し、土日閉所が可能な現場は促進を図る	拡充	・R2年の業界アンケート調査の結果によると、59.6%の現場で週休二日に取り組んだことがとの回答であった。（前回調査時は43.3%） ・週休二日試行工事であるなしに関わらず、企業が自主的に実施している例もある。	【企業の対応】※R2照会依頼項目No.3
・週休二日が困難でも、現場で働く人全員が年間トータルでの休暇取得に努める	拡充	・企業の中には、変形労働時間制等を採用し年間トータルで休日を確保している例もある。	【企業の対応】※R2照会依頼項目No.3
・国や道・市の発注工事で一体的に行う統一土曜閉所等に積極的に取り組む	拡充	・北海道建設業関係労働時間推進協議会の統一土曜閉所について、昨年度は1日（回）、今年度は4日（回）設定。 ・令和2年の開発局発注工事の実施状況は、第1回、2回ともに8割。	【企業の対応】※R2照会依頼項目No.3
取組目標3：担い手確保に向けた取組の推進			
施策3-1：担い手確保に向けた取組の積極的な実施【企業】			
3-1-1 働き方改革や就業環境の整備、人材育成の推進 ・各企業が就職先として選ばれるため、働き方改革や就業環境の整備、人材育成の取組を推進を図る	拡充		【企業の対応】※R2照会依頼項目No.4
3-1-2 学生等の入職促進等に向けたインターンシップ等の取組の推進 ・学生等の入職促進及び離職防止効果があるインターンシップの実施や、入職希望者に対する見学受入などの取組を推進 ・個々の企業での実施が困難である場合、市や札商などが行う事業の活用も考慮する	拡充 拡充	・R2年の業界アンケート調査の結果によると、企業が必要としている人材を確保できておらず不足が生じている。 ・一方で、離職者の内30歳未満の比率が大きいことから、若者の離職防止に努める必要がある。	【企業の対応】※R2照会依頼項目No.4
3-1-3 社員10人未満の企業における入職促進等に向けた取組の推進	新規		【企業の対応】※R2照会依頼項目No.4
3-1-4 企業PRや求人等の各種情報発信の推進	新規	・1-1-3に同じ。	・1-1-3に同じ。
施策3-2：建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の拡充【市】			
3-2-1 既存の助成制度の見直し（建設業人材確保・育成支援事業） ・全庁的な取組として制度を活用するため対象となる局を拡大	拡充	・建設局及び下水道河川局の2局に限定していたが、R2年4月に企業会計を含む全部局へと拡大した。	・業界や企業へのPR。
・インターンシップについて2日の実施についても対象とする	拡充	・R2年4月に対応済。	・業界や企業へのPR。
・免許助成拡大検討	拡充	・除雪オペレータの大型特殊免許取得費用の助成のみ対応。	・内容を検討していく。（実際の対応はR3年以降）
・快適トイレの適用も検討し、男性就業者も含めた環境整備の取組を拡大	拡充	・都市局にて快適トイレ試行工事を発注。	・建設局、下水道河川局で快適トイレ試行工事を発注。 ・道路維持除雪業務への導入可否について検討していく。 ・トイレ以外の助成についても検討していく。
・手続きの簡素化の検討	拡充	・R2年4月に対応済。	・さらなる簡素化について検討していく。
3-2-2 建設産業の担い手確保等の取組に対する支援策の検討 ・担い手確保の様々な取組に活用できる助成制度を検討 ・企業のHP整備や就業規則作成等に対する支援策を検討	新規 新規	・1-1-3、3-1-4に同じ。	・内容を検討していく。（実際の対応はR3年以降） ・1-1-3、3-1-4に同じ。
3-2-3 建設現場での生産性向上等の取組に対する支援策の検討	新規		・内容を検討していく。（実際の対応はR3年以降）
3-2-4 他機関の人材確保・育成に資する取組への支援等 ・技能フェスティバルの開催を支援 ・職業能力開発促進法に基づき認定を受けた団体等が実施する職業訓練の経費に対する補助	継続		・現行の取組を継続。
施策3-3：女性にとっても働きやすい環境づくりの推進【市】			
3-3-1 建設現場での女性の労働環境改善などに対する支援	継続	・3-2-1に同じ。	・3-2-1に同じ。
3-3-2 札幌市の男女共同参画に関する取組・施策等との連携強化 ・第4次男女共同参画さっぽろプランと既存の取組との連携	拡充		・経済観光局が主催する「働き方改革のための出前講座」について業界や企業へ案内。 ・今年度中に内容を検討。（実際の対応はR3年以降）
・国交省が策定した行動計画を参考にして女性を応援する取組を検討	新規	・市発注の委託業務にて検討中。	
3-3-3 女性にとっても働きやすい環境づくりに資する取組の検討 ・WLB+、えるぼし取得企業の優良事例の情報発信を検討	拡充		・男女共同参画室との連携し、市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信。
・女性が働きやすい職場環境づくりを目指す企業に対して先進事例を提供	拡充		・経済観光局が行っている「女性活躍に向けた働き方改革ロールモデル事業」について業界へアナウンス。
・市が専門家を招聘してセミナーを開催するなどの支援策を検討	拡充	・プラン作成を機に実施するイベントでのセミナーはコロナの関係で中止となったが、出前講座は予定通り実施。（5回程度）	・経済観光局が主催する「働き方改革のための出前講座」について業界や企業へ案内。
施策3-4：技術者及び技能労働者の採用に向けた取組等への支援【市】			
3-4-1 建設産業の合同企業説明会等に対する支援策の検討	新規		・内容を検討していく。（実際の対応はR3年以降）

令和2年度（2020年度）の札幌市の取組内容

プランの記載（目標・施策・取組）	種別	現時点での状況	今年度の取組内容
第5章 施策及び具体的取組			
3-4-2 採用説明会等に活用できる建設産業PR資料の作成 3-4-3 企業情報の周知に関する支援策の検討 3-4-4 企業向けの勉強会やセミナーの開催 施策3-5：企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援【業界団体、企 3-5-1若者・女性の活動との連携や横のつながりを創出する機会確保等の支 援 ・若者対象の合同研修の開催支援の検討 ・女性活動団体との連携強化や支援の取組を検討 施策3-6：各種支援制度等に関する情報の集約・発信【市】 3-6-1 各機関が実施する各種支援制度に関する情報の集約・発信 3-6-2 札幌市等の認証・認定制度に関する企業の取組情報の発信	新規 新規 拡充 新規 新規 新規 拡充	・1-1-2に同じ。 ・市発注の委託業務にて検討中。 ・3-3-3に同じ。 ・1-2-2に同じ。 ・1-1-3に同じ。 ・認証や認定制度の所管部局ごとに情報を掲載している。	・1-1-2に同じ。 ・内容を検討していく。（実際の対応はR3年以降） ・3-3-3に同じ。 【業界団体の対応】※R2照会依頼項目No.5 ・内容を検討していく。（実際の対応はR3年以降） ・1-2-2に同じ。 ・1-1-3に同じ。 ・市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信。
取組目標4：人材確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業の支援			
施策4-1：企業の人材確保等の取組や技術力を考慮した発注方法の活用【市】 4-1-1 多様な入札契約制度の活用等 ・工事の総評の充実、調査・設計も含めて総評の活用を図る ・除雪や災害対応を担う企業の育成等に資する制度の検討 ・新たな取組を促進するため、国や他の自治体を参考に発注方法を検討 施策4-2：建設産業の活性化に資する取組に対する表彰制度等の検討【市】 4-2-1表彰や認証・認定制度の充実・活用等の検討 ・活性化に資する取組の表彰制度等について創設を検討 ・表彰や認証等の対象となった企業について、内容等を市HPで公表しPR ・表彰等を受けた企業に対して総評の評価項目としての活用を検討する	継続 拡充 新規 新規 新規		・引き続き取り組んでいく。 ・内容を検討していく。 ・他機関の事例について情報収集。 ・R3年以降に検討。 ・R3年以降に検討。 ・R3年以降に検討。
取組目標5：企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保			
施策5-1：適正な予定価格の設定【市】 5-1-1 現場と乖離のない歩掛・積算基準 5-1-2 適正な利潤の確保に向けた積算基準の設定 施策5-2：中長期的な事業量の見通し【市】 5-2-1 建設事業費の見通しと事業の実施 施策5-3：地域を支える地元企業等の受注機会の確保【市】 5-3-1 地元企業への優先発注 5-3-2 地域を支える企業の受注機会の確保 施策5-4：下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施【企業】 5-4-1 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施 ・元請と下請との間の取引の適正化等に努める ・工事受注者は、技能労働者の賃金確保を促し、処遇改善を図ることに努める ・建設キャリアアップシステムを活用し、処遇改善や労働時間管理に努める 施策5-5：下請契約等の適正化に関する啓発の強化【市】 5-5-1下請契約等の適正化に関する啓発の強化 ・下請契約の適正化に関する国の通知等を踏まえた啓發文書を送付する ・下請契約に関する注意事項についての啓発を強化する ・国の通知の周知徹底に向けた取組の検討	継続 継続 継続 継続 拡充 継続 継続 継続 継続 拡充 新規	（参考資料-3） （参考資料-4）	・引き続き取り組んでいく。 ・引き続き取り組んでいく。 ・引き続き取り組んでいく。 ・引き続き取り組んでいく。 ・内容を検討していく。 【企業の対応】※R2照会依頼項目No.6 【企業の対応】※R2照会依頼項目No.6 【企業の対応】※R2照会依頼項目No.6 ・引き続き取り組んでいく。 ・引き続き取り組んでいく。 ・市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信。
取組目標6：生産性向上につながるi-Constructionの推進			
施策6-1：ICT活用工事の拡大【市】 6-1-1 ICT土工・舗装工やその他の工種への適用拡大の検討 ・国の動向を注視しつつ可能性のあるものについて試行推進	拡充	・活用工事について検討。	・ICT土工3件、地盤改良2件、舗装工（修繕）9件実施予定。

令和2年度（2020年度）の札幌市の取組内容

プランの記載（目標・施策・取組）	種別	現時点での状況	今年度の取組内容
第5章 施策及び具体的取組			
<p>施策6-2：i-Constructionによる事業の効率化【企業、市】</p> <p>6-2-1 除排雪作業の効率化・省力化に向けたICTの活用</p> <p>6-2-2 ICT新技術の市街地工事や維持管理分野への活用の検討</p> <p>6-2-3 コンクリートのプレキャスト化の活用の検討</p> <p>6-2-4 BIM/CIM活用業務及び設計段階からの3次元設計図面の導入の検討</p> <p>施策6-3：ICT施工の導入促進策の検討【市】</p> <p>6-3-1 ICT施工の導入促進策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等を参考に、ICT活用工事での実施率を上げる方策を検討 ・ICT建機リース料に係る支援策を検討 <p>施策6-4：受注者の作業効率化の推進【市】</p>	<p>新規</p> <p>新規</p> <p>拡充</p> <p>新規</p> <p>新規 新規</p>	<p>（冬みちプラン2018・実行プログラムに基づき実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人乗り除雪機械の導入32台。 ・除雪機械へのGPS受信端末の設置などシステムの一部試験運用開始。 ・雪堆積場選定システムの構築に向けたデータベース作成。 ・i-Snowへの参画による先進技術の共有と活用。 <p>・R元の業界アンケートによると、ドローンの活用はある程度進んでいるが、他の項目は、「活用の場がない」、「設備投資に係る費用や人材の確保が困難」などの課題がある。</p> <p>・検討中。</p> <p>・R元年より、BIMに関する民間主導の研究会に（都）建築保全課が参加している。</p> <p>・3-2-3に同じ。</p> <p>・2-4に同じ。</p>	<p>（冬みちプラン2018・実行プログラムに基づき実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人乗り除雪機械の導入11台増（延べ43台）。 ・除雪機械へのGPS受信端末の設置拡大及び機能追加に向けたシステム改良。 ・雪堆積場選定システムの構築に向けた条件フローの検討。 ・i-Snowへの参画による先進技術の共有と活用。 <p>・国や他自治体の動向について情報収集を行い活用について検討。</p> <p>・引き続き検討していく。 【企業の対応】</p> <p>・国や他自治体の動向について情報収集を行い活用について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や他自治体の動向について情報収集を行い方策について検討。 ・3-2-3に同じ。 ・2-4に同じ。
取組目標7：建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施			
<p>施策7-1：企業の事業承継などの取組への支援【市】</p> <p>7-1-1 事業承継に関する市の取組との連携</p> <p>7-1-2 事業承継や合併などにおいて体制維持を目指す企業への支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者への合併支援策の周知 ・合併にあたっての課題を整理し、支援の方法等について検討 <p>施策7-2：関係業界との連携強化【企業、市】</p> <p>7-2-1 建設業以外の下請業者や取引業者の確保に向けた連携強化</p> <p>施策7-3：札幌市産業人材創出推進本部や関連計画等との連携【市】</p> <p>7-3-1 札幌市産業人材創出推進本部の取組との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業人材創出推進本部に設置される「労働力不足業界支援分科会」との連携 ・産業人材創出推進本部に設置される「外国人材受入支援分科会」との連携 <p>7-3-2 市の関連計画との連携</p> <p>施策7-4：教育分野との連携【市】</p> <p>7-4-1 建設産業に対する子どもの理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な職業について学ぶ機会として建設現場の活用など連携拡大に向け検討 ・建設産業の役割について理解してもらえるよう教育分野との連携を図る <p>施策7-5：他機関の建設産業関連施策との連携【市】</p> <p>7-5-1 他機関の建設産業関連施策との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保について、国や道と連携し効果的な取組を目指す ・他機関が行う支援事業を踏まえつつ利用しやすい支援制度を目指す 	<p>拡充</p> <p>継続</p> <p>新規</p> <p>拡充</p> <p>継続</p> <p>新規</p> <p>拡充</p> <p>拡充</p> <p>拡充</p> <p>新規</p>	<p>・経済観光局と連携し、市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信することを検討。</p> <p>・財政局と連携し、市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信することを検討。</p> <p>・支援の方法等を検討していく。（実際の対応はR3以降）</p> <p>・適宜対応をしていく。</p> <p>・適宜対応をしていく。</p> <p>・適宜対応をしていく。</p> <p>・関係部局と調整し検討していく。</p> <p>・関係部局と調整し検討していく。</p> <p>・北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会への参加。</p> <p>・現場見学会等について他機関との連携を検討。</p> <p>・他機関の支援制度について情報収集。</p>	<p>・経済観光局と連携し、市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信することを検討。</p> <p>・財政局と連携し、市ホームページの「建設産業の活性化」ページにて情報発信することを検討。</p> <p>・支援の方法等を検討していく。（実際の対応はR3以降）</p> <p>・適宜対応をしていく。</p> <p>・適宜対応をしていく。</p> <p>・適宜対応をしていく。</p> <p>・関係部局と調整し検討していく。</p> <p>・関係部局と調整し検討していく。</p> <p>・北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会への参加。</p> <p>・現場見学会等について他機関との連携を検討。</p> <p>・他機関の支援制度について情報収集。</p>
取組目標8：将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討			
<p>施策8-1：地元建設産業の持続的な体制確保に向けた中長期的課題の検討【市】</p> <p>施策8-2：国の政策に関する要望の対応検討【市】</p> <p>施策8-3：官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進【企業、市】</p>			<p>・情報収集。</p> <p>・情報収集。</p> <p>・情報収集。</p>

さっぽろ建設産業PRパンフレット素案



イメージ写真またはイメージイラストを掲載

さっぽろ建設産業活性化推進協議会

SAPP_RO

1. 建設産業の役割

建設産業の主な役割

① 社会資本の整備と維持

道路・橋・電気・水道などの社会の基盤（インフラ）や、ダムや堤防などの防災施設、住宅・学校・病院といった建物など、生活を支えているあらゆるものを整備するとともに、維持管理を行っています。

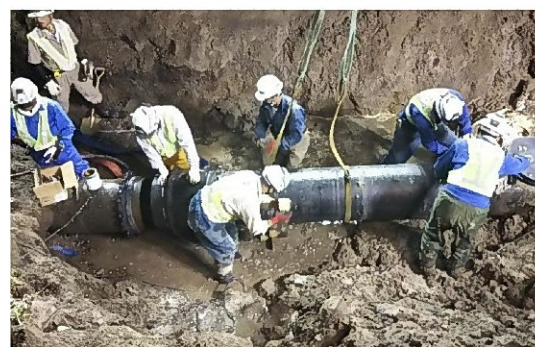


※イラストは今後新規作成予定（現在は、建設産業人材確保・育成推進協議会資料より引用）

② 災害時の応急復旧対応

地域を守るために日ごろからパトロールをしています。

災害により道路などがこわれたときは、調査や点検、応急復旧を行います。



1. 建設産業の役割

③ 除排雪の対応

除排雪は、安全・安心な冬の生活や道路交通、経済活動を守る上で重要な役割を担っています。



④ 地域経済や社会への貢献

建設産業には、多くの人々が働いており、雇用や経済の下支えに貢献しております。

また、各企業による地域の社会活動への貢献が盛んに行われており、活力ある地域づくりに欠かせない存在となっております。



建設産業の重要性

建設産業は、社会資本の整備や維持を行うとともに、災害発生時の応急対応や除排雪作業など、安全・安心な市民生活を支える地域の守り手として、非常に重要な役割を担う基幹産業であり、建設業界及び各企業は、まちを守るパートナーとして将来にわたり不可欠な存在です。

イラストもしくは写真について今後新規作成予定

2. 建築の仕事と土木の仕事

建設産業は大きく「建築の仕事」と「土木の仕事」に分けることができます。

建築の仕事

私たちが住む家・マンション、さまざまなお店、学校・病院・駅などの公共施設など、日ごろから利用している建物の全てをつくっています

土木の仕事

人やモノの移動を支える道路や橋などの施設や、人の命を守る防波堤や堤防などの施設など、人々が生活していくための社会基盤（インフラ）をつくっています

建築のしごとをする人たち

建築士
どんなデザインにするか、周りの環境や安全面、用途などいろいろのことを考えて設計します。

施工管理(現場監督など)
工事の最初から最後までかかわって、スケジュールを立てたり、品質をチェックしたり、コストや現場の安全を管理したりします。

曲 建物ができるまで

- 1 基礎・鉄骨を組み立てる**
学校が傾いたりすることがないように土台となる土を平らにしたり、鉄を地中に埋め込んだりして土台をつります。次に、鉄骨を縦・横に組み立て、みんなが作業しやすいように足場をつくらせます。
- 2 柱・壁・床をつくる**
鉄骨を組み立てたら、鉄筋でその周りを補強していきます。その鉄筋の周りにパネル(型枠)を貼り、そこにコンクリートを流し込んで柱や壁、床などをつくっていきます。
- 3 建物を仕上げる**
建物の骨組が完成! 次は外壁にタイルを貼ったり、内側の壁や床などを美しく仕上げたり、建物内で水道や電気などを配線するように工事を行います。
- 4 完成!!**
周りに木を植えて庭をつくる造園工事などを行って完成です!

鉄骨工、**型枠工**、**左官**、**タイル工**、**電気**、**配管工**、**造園工**

同じ地盤まで杭を埋め込んで地盤も色合い安全な建物の土台をつります。

建設現場の周りに囲いを入れたり、鉄骨を組み立てたり、みんなが作業しやすいように足場をつくらせます。

コンクリートの壁や床の強度を高めるため、骨組となる鉄筋を組むことが仕事です。

鉄筋の周りに「型枠」というパネルを貼り、そこにコンクリートを流し込みます。固まった型枠を外します。

「こて」という道具を使い、壁や階段、床、天井などにモルタル(セメントに砂を混ぜて水で溶かしたものを混ぜて平ら)を塗ります。

外側の壁や玄関部分などにタイルやレンガを貼ります。建物の見た目を決める大切な作業!

建物の中で電気が使えるように配線する工事を行います。電気にかかわる工事はすべて担当!

部屋を冷やしたり、暖めたりする空気(冷暖房)やガス、飲み水、トイレの排水などを流すための管を設置します。

水や花を植える池をつくらしたり庭をつくる仕事です。その後も定期的に土木の手入れを行います。

コンクリート打ちの流れ

鉄骨の周りを鉄筋で囲い、その上からパネル(型枠)を貼り、その型の中にコンクリートを流し込みます。コンクリートが固まった型枠を外して完成!

土木のしごとをする人たち

建築コンサルタント
橋やトンネル、ダムなどの土木構造物をつくる際、その計画や土地の調査、設計などを担当する専門家です。

施工管理(現場監督など)
工事の最初から最後までかかわって、スケジュールを立てたり、品質をチェックしたり、コストや現場の安全を管理したりします。

高架橋ができるまで

- 1 土台をつくる**
穴を開けて橋を固い地盤まで深くように地中に深く埋め込み、強い土台をつります。その上に足場を組み、鉄骨・コンクリート打設の順番で少しずつ橋脚部分の上に伸ばしていきます。
- 2 橋げたをのせる**
橋脚の上に橋げたを被覆します。大きなクレーンで部材を持ち上げ、橋脚と橋脚にかかるように設置します。橋げたと橋げたをボルトなどでつなぎ合わせ、さび止めのために塗装します。
- 3 床版を設置する**
鉄骨・鉄筋・コンクリート打設の順番で作業を行い、橋げたの上に床となる部分(床版)を設置します。橋脚に車の転落を防止する柵をつくらずら道路の基礎が完成です。
- 4 舗装する**
コンクリートの上をアスファルトで舗装し、中央線などのラインを引きます。道路から道路の幅員となる外灯などを設置して完成です!

土台工、**鉄骨工**、**型枠工**、**クレーン**、**塗装工**、**アスファルトフィニッシャーオペレーター**、**ローラーオペレーター**、**舗装工**、**土工**、**電気**

建設現場の周りに囲いを入れたり、鉄骨を組み立てたり、みんなが作業しやすいように足場をつくらせます。

コンクリートの橋脚の強度を高めるため、骨組となる鉄筋を組むことが仕事です。

鉄筋の周りに「型枠」というパネルを貼り、そこにコンクリートを流し込みます。固まった型枠を外します。

クレーンを運転して、型枠などを運ぶ、重い部材などを吊り上げるなど、肉親では見えない部分もあるため、合図をしてくれる職人さんとのチームプレーが大切!

橋げたと橋げたをつなぎ合わせる部分に、さび止めのため、ペンキを塗ります。キレイに仕上げる職人が必要です。

道路舗装のために欠かせない機材を運転します。アスファルトフィニッシャーは、アスファルトを熱して、道路に敷き詰めます。ローラーはその上をしっかりと踏み固め、道路を完成させます。

アスファルトフィニッシャーが吐出したアスファルトをキレイに平らにします。スピードが大切です。

機械ではできない作業などを手作業で行うことも多々あります。現場の作業をサポートいたします。土木工事現場に行くのは大変ですが、その下には命がかかっています。

橋脚ではできない作業などを手作業で行うことも多々あります。現場の作業をサポートいたします。土木工事現場に行くのは大変ですが、その下には命がかかっています。

外灯が点くように、電気関連の工事も担当します。現場の安全を確保し、最近の寿命が長いLEDの道路灯が多く使われているためです。

3. 仕事のながれ（計画から維持管理まで）

建物やインフラをつくる「工事」をすることだけが建設産業の仕事ではありません。

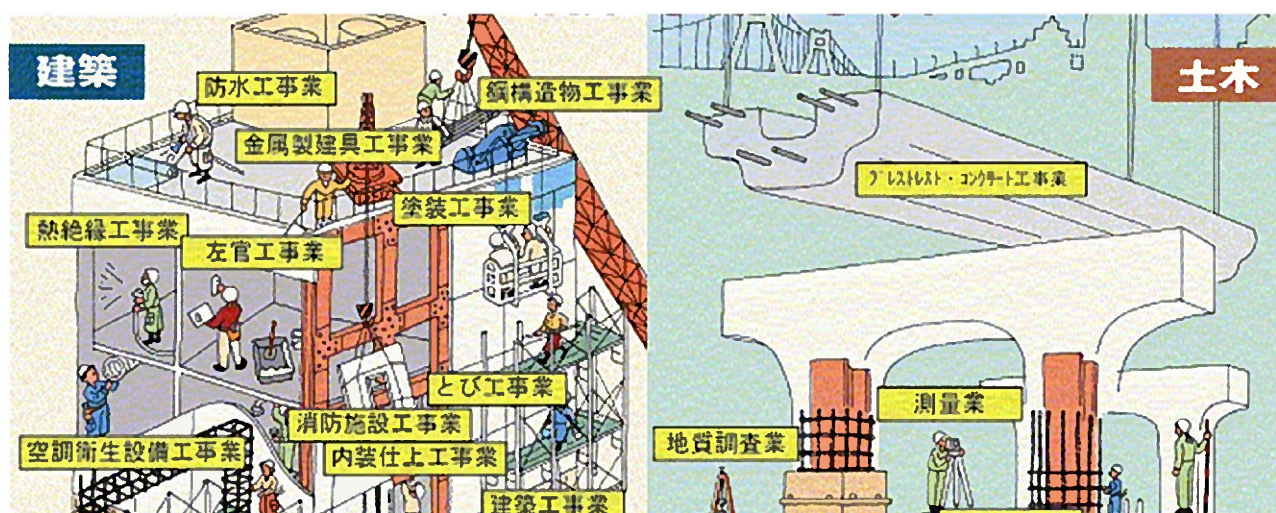
工事の前には、「計画」「測量・調査」「設計」という大切な仕事があります。

そして、工事が完成して使い始めた後にはきちんと守っていくこと、すなわち「維持管理」が必要です。

建設産業には、これらのすべての仕事に、色々な会社やたくさんの人たちが協力して関わっています。



イラストは今後新規作成予定（現在は、建設産業人材確保・育成推進協議会資料より）



【会社紹介】※記載内容は仮

- ・建設コンサルタント会社～工事の計画や図面を作成したり、点検などを行う仕事
- ・地質調査会社～地盤の強さや性質を調べる仕事
- ・測量会社～現地を測り、設計や工事に必要なデータを集める仕事
- ・建設会社（ゼネコン）～施工計画を立て、下請業者の手配、工程管理、品質管理など工事全体の管理を行う仕事
- ・専門工事業者～特定の工種に特化した施工を行う会社

4. 建設産業で働く人ってどんなヒト？

建設産業で働く人には大きく分けて、技術職と技能職があり、専門知識を使い知識の提供を労働力とするのが技術職、特化した技能を労働力とするのが技能職とされています。

技術職



技術職のお仕事

土木や建築などの工事で、調査・計画・設計・現場監督などを行います。

技術職に就くには？

高校、大学等で専門知識を学んだのち、建設産業関連の会社に就職します。

主な資格

- ・技術士 ・建築士 ・測量士
- ・土木施工管理技士
- ・建築施工管理技士
- ・電気工事施工管理技士 など



建築士

一般住宅から公共建築物まであらゆる建築物の企画・設計と工事監理を行います。



土木施工管理技士

道路、橋、トンネルなどの土木工事の施工計画を作成し、工程・品質・安全などの管理を行います。

建設コンサルタント

橋やトンネル、ダムなどの土木構造物をつくる際に、その計画や土地の調査、設計などを担当します。



測量業（測量士）

道路・河川等の社会基盤、区画整理や都市開発において“基準”となる正確な位置を決めています。



地質調査業（地質調査技士）

地質、土質、基礎地盤、地下水などの「形」「質」「量」を明

技能職



技能職のお仕事

さまざまな分野に特化した技能により、建築物やダムや道路などを造りあげていく職人です。

技術職に就くには？

高校や職業訓練校などで学んだり、建設業関連の会社に就職してから、現場で技術を学び、専門技術を取得していきます。

具体的な職種

- ・大工 ・タイル工 ・鉄筋工
- ・左官 ・レンガ工 ・型枠工
- ・とび工 ・内装工 など



とび工

住宅やビル・橋・高速道路・ダムなどの工事に伴う足場など、作業する場所をつくります。



鉄筋工

建築物や橋やトンネルなどの構造物などのコンクリートの骨組みとなる鉄筋を網目状に組んでいきます。



電気工事工

ビルや工場、住宅などの電気配線や、各種電気設備の設営などを行います。



内装工

建物の室内の快適な居住空間をつくる最終仕上げを行います。壁紙（クロス）や塗装を主に行います。



タイル工・レンガ工

タイル工は建物の床・壁などに使われるタイルを貼り付け、表面を仕上げます。レンガ工は壁

- ・イラストは今後新規作成予定（現在は、香川県等のものを借用）
- ・技術職について、計画、調査・測量、設計部門も掲載する予定
- ・市内にある建設系の学校（大学・専門学校・高校など）の情報も掲載する予定

5. 建設産業で働く人へのインタビュー！

施工管理



〇〇 〇〇 さん 入社〇年目 株式会社〇〇工務店

現在のお仕事内容を教えてください。

職人さんが安全に作業ができるように、現場の危険な箇所を無くしたり、作業工程を考え、各業者間の調整や、設計図を基にした施工図の作成、施工（仕上がり）状態の確認などです。

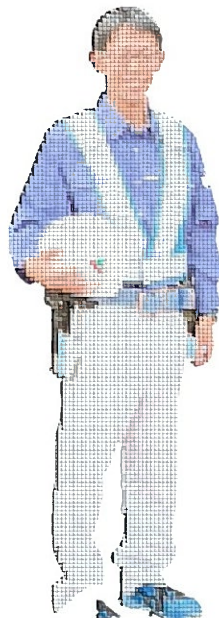
仕事のやりがい

自分で図面をかくことで、職人さんたちとの打ち合わせや、やりとりも増え、建物が完成した時の愛着や思い入れもより一層深まりました。

建設業をめざす人にメッセージ

多くの人と関わっていく仕事なので、人とのコミュニケーションはとても大切です。女の子でも大丈夫！一生懸命仕事に取り組むことで、職人さんとも仲良くなれて、可愛がってもらえますよ。

土木施工管理



〇〇 〇〇 さん 入社〇年目 株式会社〇〇組

現在のお仕事内容を教えてください。

急傾斜地の自然斜面が崩壊しないように保護をする工事を行っています。日々、「目配り気配り」をモットーに現場や職人さん、地域住民の方の安全を守ることを第一に施工を行っています。

仕事のやりがい

1日の作業が終わり、現場を見渡して作業の進み具合を確認し、目に見えて構造物ができていく姿を見ると、「今日はこれだけ安全に仕事したぞ」と充実感に満たされ、やりがいを感じます。

建設業をめざす人にメッセージ

職人さんはもちろん、住民の方々とコミュニケーションを取れる力が大切です。橋などの大きい構造物が、図面通りにどんどんできていく過程はとても楽しく、面白いですよ！

鉄筋工



〇〇 〇〇 さん 入社〇年目 〇〇建設株式会社

めざしたきっかけはなんですか？

高校生の時に受けた、鉄筋組立て実習の授業です。その中で実際に鉄筋を組んでいく作業に楽しさと面白さを感じ、鉄筋工に興味を持ちました。

仕事のやりがい

自分が一から作り上げた建物が無事に完成し、その建物を人が実際に使っているのを見た時は、とてもやりがいを感じます。これからはやったことない、施工の難しい建物にもどんどんチャレンジしていきたいです。

建設業をめざす人にメッセージ

活発でものづくりが好きな人に、ぜひめざしてほしいです。知識と技術が身につくことで、できることや、つくれるものが増えていくのはとっても楽しいですよ。

1日のスケジュール

- 7:00 起床
- 8:00 朝礼
- 8:30 現場巡視で現場の安全をしっかりと確認
- 9:00 CADを使って図面作成
- 11:00 現場での施工、スケジュールチェック
- 12:00 昼食、仮眠
- 13:00 職長さん（作業リーダー）と明日の作業、スケジュールの打ち合わせ
- 13:30 現場巡視・墨出し作業（工事の基準となる線を引く）など
- 14:30 CADを使って図面作成
- 16:30 現場巡視・施工チェック
予定通りに工事が進んでいるかを確認
- 17:30 現場の人員や、機械の安全を管理する安全書類等の作成
- 19:00 帰宅
- 23:30 就寝

1日のスケジュール

- 6:15 起床
- 7:30 出勤後、メールと書類、天気予報のチェック
- 8:00 朝礼・ラジオ体操・KY（危険予知）活動
- 8:30 現場巡視による安全確認と始業前点検
- 9:00 現場にて測量や工事写真の撮影
- 12:00 昼食
- 13:00 職長さんと昼からの作業及び明日の作業の打ち合わせ
- 13:30 現場にて測量や工事写真の撮影
- 15:00 現場の安全巡視、進み具合の確認
- 17:00 後片付け、事務所で日報等のまとめ及び明日の作業の準備
- 19:00 帰宅
- 23:00 就寝

1日のスケジュール

- 6:00 起床
- 7:15 出勤、現場到着
- 8:00 朝礼、ラジオ体操、KY（危険予知）活動
- 8:15 クレーンを使って材料搬入、鉄筋組立て作業開始
- 10:00 休憩
- 10:30 引き続き、鉄筋組立て作業
- 11:30 明日の作業内容を現場監督さんや職長さん（作業リーダー）と打ち合わせ
- 12:00 昼食
- 13:00 鉄筋組立て作業
- 15:00 休憩
- 15:30 鉄筋組立て作業
- 16:45 道具やゴミなどを片付けて作業終了
- 18:00 帰宅
- 23:00 就寝

実際に市内で働く技術職、技能職の人（3~4人程度）について掲載する予定

6. 選ばれる建設産業へ向けて

誰もが働きやすい環境づくりの推進

建設産業は、「まちをつくる」「地域を守る」「暮らしを支える」など安全・安心な生活を送る上で重要な役割を担っています。

しかし近年、建設産業で働く人が減少してきており、今後もその役割を担っていくためには、新たに働く人を確保していくことが必要となることから、快適に働くことができるよう、労働環境改善の取組を進めています。

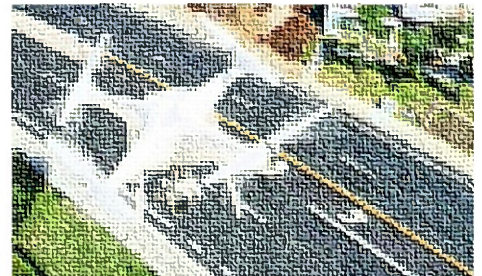
働き方改革の推進

- 労働時間の短縮
- 週休2日の導入
- 書類の簡素化や事務手続きの効率化



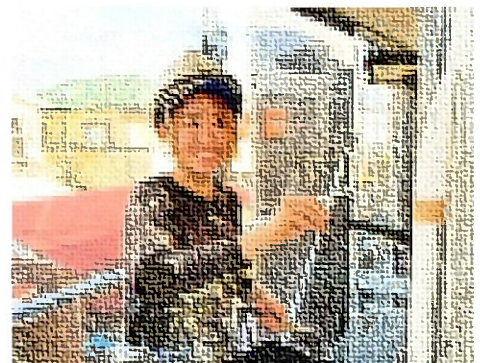
生産性の向上

- レーザースキャナーやドローンを利用した測量
- 設計データを3次元データで作製
- GPS付き建設機械による自動制御と日々の作業量の数値化
- レーザースキャナーやドローンの利用した検査



人材の確保、育成の強化

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と私生活との調和）の推進
- インターンシップや見学受入の推進
- 建設現場における快適トイレの導入推進
- 教育分野との連携



令和2年度（2020年度）の業界団体及び企業の取組について（照会）

団体名：

No.	活性化プラン第5章に記載の施策・取組・方向性など	各業界団体への照会内容	現時点での状況	今年度の取組内容
1	<p>1-1-3 札幌市や建設業界のホームページの活用等による情報発信体制の充実 (P69)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体、企業からの積極的な情報発信が建設産業や各企業に対する理解促進につながることから、業界団体、企業のホームページ・SNS等の開設拡大・内容充実を図ることにより、情報発信の強化を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 貴団体や会員企業のホームページやSNS（YouTube、Instagram、Facebookなど）等の開設拡大（新規開設を含む）、内容充実について予定されている取組。 		
2	<p>1-2-2 女性の活動団体との連携強化 (P70)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設産業に関わる女性主体で構成される活動団体との連携強化により、企業の枠を超えて女性の技術者等が集まり、交流・研修・PR等に精力的に取り組むことで、建設分野における女性活躍を推進するとともに団体の活動に対する支援策を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 貴団体において把握をしている「建設産業に関わる女性主体で構成される活動団体」の存在や、団体へ行っている支援等に関する情報提供。 貴団体や会員企業において行っている女性技術者等を対象とした交流・研修・PR等の取組。 		
3	<p>2-1-1 週休2日工事の実施拡大 (P72)</p> <p>（受注者の取組）</p> <ol style="list-style-type: none"> 働き方改革の実現のため、週休2日の導入等に積極的に取り組みます。 週休2日の導入と併せて、関連する次の取組についても最大限考慮します。 <ul style="list-style-type: none"> 下請契約の締結等は、国の通知に基づき適正に実施します。【施策5-4-1】 下請企業においても、月給制の導入を考慮するなど、労働者の週休2日の希望に応えることのできる労働環境の確保を目指します。 <p>2-5-1 各企業での週休2日の確保、または年間トータルでの休暇取得の推進 (P78)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事や業務の受注者においても、工事や業務の規模、難易度や地域の実情、不稼働日等を踏まえた適正な工期を確保するとともに、下請業者も含めて工程管理の徹底を図ります。 現場では週休2日の確保を目指すこととし、土日閉所が可能な現場では、その促進を図ります。 現場条件やその他の理由により週休2日の確保が難しい場合も含めて、現場で働く全ての人が年間トータルでの適正な休暇を取得できるよう努めます。 建設業界全体の意識の醸成のために、国や道・市の発注工事で一体的に行う統一土曜閉所等に、積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働の上限規制（建設関連業は適用済。建設企業は2024年4月より適用。）に対する取組。 週休2日の確保や適正な休暇の取得など労働時間縮減に向けた取組。 		
4	<p>3-1-1 働き方改革や就業環境の整備、人材育成の推進 (P79)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各企業が就職先として選ばれ、就業者の定着や能力発揮につなげるため、働き方改革や就業環境の整備、人材育成等の取組の推進を図ります。 <p>3-1-2 学生等の入職促進等に向けたインターンシップ等の取組の推進 (P80)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生等の入職促進及び離職防止効果があるインターンシップの実施や、入職希望者に対する見学受入などの取組を推進します。 インターンシップについては、札幌市の助成制度の活用を図るほか、個々の企業での実施が難しい場合については、札幌市や札幌商工会議所が主催するインターンシップ事業や、さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会の職場体験実習等の各種事業の活用についても考慮します。 <p>3-1-3 社員10人未満の企業における入職促進等に向けた取組の推進 (P80)</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業規則の作成・届出義務のない社員10人未満の企業においても、就業規則の作成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 貴団体が現在行っている、働き方改革や就業環境の整備、人材育成の取組と今後予定している取組。 貴団体が行っている、学生（中学生、高校生、大学生）等の入職促進の取組（インターンシップや見学受入れ、職業体験、出前講座など）と、今後予定している取組。 貴団体が行っている、離職防止に関する取組（研修の実施、相談窓口の設置、就業環境の整備など）と、今後予定している取組。 		
5	<p>3-5-1 若者・女性の活動との連携や横のつながりを創出する機会確保等の支援 (P87)</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者や女性の育成に向け、企業の枠を超えた横のつながりの機会を確保するため、若者・女性の活動等との連携推進を図るとともに、建設産業の市内企業に入職した若手就業者を対象とした合同職員研修の開催等の支援策を検討します。 女性の活動団体との連携強化や支援の取組を検討します。【施策1-2-2】 	<ul style="list-style-type: none"> 貴団体が行っている若手技術者や女性を対象とした研修等の実施状況についての情報提供。 また、今後予定している取組。 		
6	<p>5-4-1 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施 (P93)</p> <ol style="list-style-type: none"> 下請契約や下請代金支払いの適正化の取組 <ul style="list-style-type: none"> 工事の受注者は、品確法や国交省の通知等に基づき、下請契約の締結および適切な代金の支払いなど元請負人と下請負人の間の取引の適正化等に努めます。 技能労働者の処遇改善の取組 <ul style="list-style-type: none"> 工事の受注者は、品確法や国交省の通知等に基づき、技能労働者の適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図ることに努めます。 技能労働者の処遇改善とキャリアの見える化を推進するため、建設キャリアアップシステムを活用し、処遇改善や適正な労働時間の管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「下請契約や下請代金支払いの適正化の取組」及び「技能労働者の処遇改善の取組」について、貴団体において現在行っている取組、今後実施を予定している取組についてお答えください。（例：会員企業への通知文の周知、会議、講習会の開催、建設業フォローアップ相談ダイヤルの周知） 貴団体における、建設キャリアアップシステムの現時点での活用状況、今後予定している活用に向けた取組。 		



札幌市主催 | 女性活躍に向けた働き方改革サポート事業

参加企業募集


参加費
無料【35社限定】
※うち10社はオンライン
での対応可能

人手不足解消! 業績アップ!

働き方改革のための
出前講座 開催

札幌市における近年の人口減少と急速な少子高齢化の中、経営戦略のひとつとして、働きやすい職場環境を整え、女性のみならず、多様な人材を活かすことが企業に求められています。出前講座では、企業が抱える課題やニーズに合わせた講座をコーディネートいたします。企業の多岐にわたる課題に柔軟に対応できるよう、豊富な講座をラインナップしました。

オンライン出前講座
についても
ご相談ください



- こんな悩みや課題を抱えていませんか?
- テレワーク導入の際に必要な対策が知りたい
 - 「育児」と「仕事」を両立できる支援の取り組み方が知りたい
 - 制度を無理なく利用してできる「職場環境づくり」の手法を知りたい

出前講座の概要

35社限定、各社2時間/
1回の講座となります。

対象企業 概ね5名以上受講可能が見込まれる
札幌市内の企業や団体

参加対象者 経営者・管理職(人事・労務担当者)・従業員

日程 企業と調整し決定します。

時間 平日9:00~20:00の間で2時間

会場 企業側でご準備ください。

出前講座の流れ(例)

1 個別課題の明確化

1. 課題発見シート
事前にご記入頂く課題発見シートで取り組むべき課題を明確にする。
2. 事前インタビュー
さらに詳しくヒアリングし、課題を抽出。

2 講座の実施 60分

個別の課題に応じて、最も効果的な個別講義(専門テーマ)を設定。

3 業務改善のための 情報紹介 15分

環境を整備するために必要な、企業側の女性のライフプランへの理解促進や、助成金など。

4 ワークショップ 45分

- (例)
- 課題解決改善型
 - 取り組み開始型
- 取り組み推進度合いに応じて、2種類のワークショップをご用意。

主催

札幌市
札幌市経済観光局雇用推進部 雇用推進課
札幌市中央区北1条西2丁目 TEL.011-211-2278

委託業務
受託者

株式会社 Mammy Pro
札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館 2F
TEL.011-206-9150 FAX.011-206-9750



出前講座 講師紹介



本間 あづみ 特定社会保険労務士
テレワーク、ワーク・ライフ・バランス、両立支援、ハラスメント、ダイバーシティにおける専門家。
■一般社団法人北海道ワークスタイルクリエイト



藤塚 優子 2級キャリアコンサルティング技能士
長時間労働是正、ハラスメント、キャリア育成、業務改善、採用・評価制度の専門家。
■一般社団法人北海道ワークスタイルクリエイト



濱口 貴行 特定社会保険労務士／行政書士
採用・求人、ハラスメント、企業の意識改革、労務コンサルタントの専門家。
■社労士・行政書士はまぐち総合法律事務所



小林 博美 特定社会保険労務士
有給義務化、時間外上限規制、同一労働同一賃金、法改正、人材マネジメント、ハラスメント防止など幅広い分野の専門家。
■小林博美社会保険労務士事務所



及川 進 社会保険労務士
ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立支援、仕事と介護の両立支援)、採用の専門家。
■社会保険労務士事務所ロームホーム

出前講座一覧

	講座内容	担当講師
キャリア	1. 生産性向上を意識した業務の棚卸と改善方法	藤塚 優子
	2. 女性の活躍推進に基づく一般事業主行動計画の立て方	濱口 貴行
	3. ビジョンが伝わる人事評価制度のあり方	小林 博美
	4. 「育児・介護」と仕事の両立支援の取り組み方	及川 進
採用	5. 採用戦略の見直しと人事が抑えておくべき採用面接手法	藤塚 優子
	6. 労働法を見据えた採用から定着のポイント	及川 進
働き方改革	7. 中小企業が取り組む働き方改革対策	本間 あづみ
	8. テレワーク導入時に必要な対策とポイント	本間 あづみ
	9. テレワークにおけるマネジメントの課題と解決方法	藤塚 優子
	10. 働き方改革の大本命「同一労働同一賃金」の基礎知識と対応策	本間 あづみ
	11. 法改正に基づく長時間労働対策講座	本間 あづみ
労務管理	12. ハラスメント対策と職場環境づくり・パワハラ防止法の施行	濱口 貴行
	13. 労務管理の基本総ざらい最新情報と再チェック講座	小林 博美
	14. 労務管理コンプライアンスチェック講座	小林 博美

●貴社名	●担当者名 (フリガナ) 役職		
●所在地 千			
●電話番号	●メールアドレス		
●講座希望日程をご記入ください (令和2年8月3日(月)～令和3年2月26日(金))	第1希望: 月 日	第2希望: 月 日	第3希望: 月 日
●希望する講座の番号をご記入ください	第1希望:	第2希望:	第3希望:

お問い合わせ／お申込み方法

お申込み締切
令和3年2月12日(金)

WEB

<https://mamanavi.tv/2020sapporo/top/demae.html>
マmanaナビWEBサイトからもアクセスOK! [マmanaナビ 検索](https://mamanavi.tv) <https://mamanavi.tv>

TEL

011-206-9150 (株式会社Mammy Pro 受付時間/平日9:00～17:00)

FAX

上記必要事項をご記入の上、011-206-9750まで、送信ください。

お申込み専用二次元コード



建設業人材確保・育成支援事業

札幌市では、平成 27 年度から企業の人材確保・育成に係る取り組みを支援する 4 つの助成事業を行っています。令和 2 年度からは、**全部局を対象**とするとともに、**申請手続きを簡略化**いたしました。

1 女性の労働環境をサポート



工事等の現場における女性用トイレ
または女性用更衣室の設置費

50万円を上限に助成

※快適トイレの設置費用が計上されている現場を除く



2 女性の働きやすさをサポート



女性の作業服・安全带・ヘルメットなどの装備品購入費

1人3万円を上限に助成

(年度内1企業15万円まで)



3 インターンシップの受け入れ企業をサポート

学生や一般就職希望者を対象とした
インターンシップを実施する企業

7万円(2日)を助成

10万円(3日以上)を助成



4 除雪オペレーターの資格取得をサポート

除雪オペレーターの
大型特殊免許を取得するための費用

4万円を上限に助成

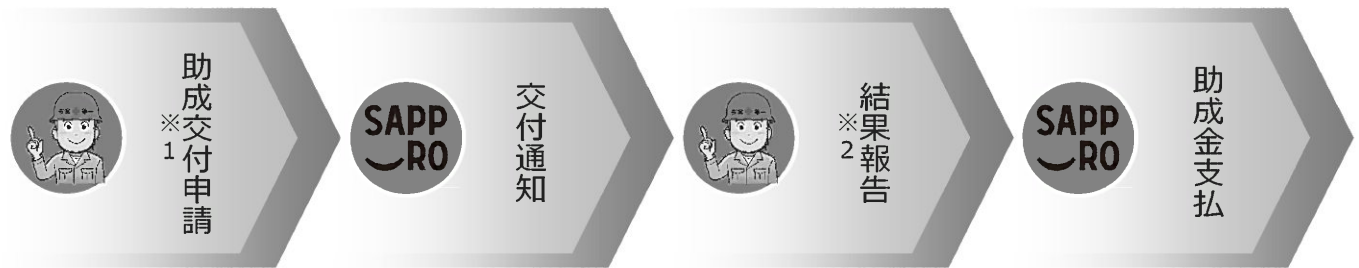


詳細は裏面に記載しております。各助成金を申請する際には下記のURLまたは2次元コードから必ず要綱をご確認の上行ってください。

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyousosei/kigyousosei.html>



助成金交付までの基本的な流れ



令和2年度より申請手続きを簡略化しています

① 女性の労働環境をサポート！について

- 助成対象物：女性用仮設トイレまたは女性用更衣室の設置もしくは、設置のための現場事務所の改修
設置物の機能：「トイレ」は水洗で、擬音装置・サンタリーボックス・鏡があるもの、「更衣室」には棚・鏡があるもの
- ※1 必要書類：札幌市発注工事等の契約書の写し、女性従業員の配置期間がわかる書類、設置物・改修費の見積書及び仕様書、事前アンケート等
- ※2 必要書類：設置物の状況写真、設置に要した費用がわかる書類（領収書の写し等）、女性従業員の出勤日がわかる書類、事後アンケート等

② 女性の働きやすさをサポート！について

- 対象労働者：申請を行う事業主に雇用もしくは派遣されている女性で、札幌市発注工事等の現場に従事する機会がある女性
- 対象装備品：作業服、防寒着、長靴、安全靴、ヘルメット、安全带、その他左に挙げるものに準ずるもの
- ※1 必要書類：札幌市発注工事等の元請けまたは下請け業者等であることが証明できる書類、女性が従事していることがわかる書類、商品カタログの写し等、助成金交付申請額が確認できる書類（発注書の写し等）、事前アンケート等
- ※2 必要書類：購入した装備品及び購入金額がわかる書類（領収書の写し等）、事後アンケート等

③ インターンシップの受け入れ企業をサポート！について

- 対象者：大学生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生、高校生、一般就職希望者
- ※1 必要書類：当年度又は過去5年の間に、札幌市発注工事または業務・役務（建設業及び建設関連業に関するものに限る）を受注した契約書の写し、インターンシップに係る同意書の写し、障害及び賠償責任保険等の写し
- ※2 必要書類：研修日数がわかるもの、研修の内容に合わせて必要な報告書類等

④ 除雪オペレーターの免許取得をサポート！について

- 対象となる免許取得：大型特殊自動車免許（正規雇用である従業員が取得する場合に限る）
- 対象者：過去3年間で札幌市発注の道路維持除雪業務または民活型雪堆積場管理業務を受注した事業者
- 助成対象となる経費：自動車教習所が行う免許を取得するための教習にかかる費用（一次下請業者も対象）
- ※1 必要書類：運転免許取得者の雇用契約書の写し、運転免許取得者の在職証明書、札幌市税に未納がない旨証明書【指名願】
- ※2 必要書類：取得した運転免許証の写し、教習所への費用支払領収書、国が実施する助成金を受給する場合は、助成金額等がわかる書類

札幌市税に未納がない旨の証明書【指名願】については、各市税事務所・市役所2階の税の証明窓口で発行しております。（④の手続きに使用）

申請窓口：①～④ 札幌市建設局土木部業務課（札幌市役所8階南側）

お問い合わせ先：①～③ 札幌市建設局土木部業務課：011-211-2612

④ 札幌市建設局雪対策室計画課：011-211-2682